

## 《報告》

# 関東汚染地域に何が起きていたか

## ——市民と自治体4年の軌跡

脇 ゆうりか\*

### 要約

東日本大震災による福島第一原発事故で、関東の一部地域は放射性物質を含むブルームが土壌沈着し、汚染された。関東の汚染地域は、4万Bq/m<sup>2</sup>を超える汚染が把握されており、放射性物質汚染対処特措法上の汚染状況重点調査地域の指定を受けたが、「原発事故子ども・被災者支援法」では支援対象地域とされなかった。

原発事故後、関東の汚染地域では子育てをするそれぞれの地域で、母親達がつながり、測定や除染をし、市境や県境を越えて、国に対して健康追跡調査を要望する声をあげてきた。住民の声を受け、自治体も測定や除染など放射能対策をすすめてきた。千葉県松戸市は民有地の除染をしたが、除染費用は「特別措置法」の対象外であった。一部の自治体は住民の声に応え、子ども達への甲状腺エコー検査の一部助成を実施しているが、国は財政措置をしていない。

2014年11月、汚染状況重点調査地域に指定されている関東（茨城県、千葉県8市）の住民を対象とする意識調査と自治体職員へのヒアリングを実施した。福島原発から200km離れた関東の汚染地域で、住民と自治体が動いた軌跡をふりかえり、住民がいま何を求めているかを検証する。

**キーワード：**原発事故子ども・被災者支援法、汚染状況重点調査地域、健康調査、低線量被ばく、住民自治

## 1 はじめに

東日本大震災による福島第一原発事故で、関東の一部は原発事故による放射性物質を含むブルームによって汚染され、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」とする）」で汚染状況重点調査地域の指定を受けた。関東の汚染地域は、平

均でも4万Bq/m<sup>2</sup>、高いところでは10万Bq/m<sup>2</sup>を超える汚染が把握されており、放射能汚染された焼却灰や汚泥を抱えている。しかし、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年六月二十七日法律第四十八号）（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という）では、福島県以外の汚染地域は支援対象地域とされなかった。

関東の汚染地域の住民からは、国会への請願署

\*放射能から子どもを守る関東ネット

名など、国に対して健康追跡調査を求める要望があげられてきたが、国による健康調査どころか、住民への意識調査も行われてこなかった。

2014年11月には、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という）は、中間的な取りまとめをおこない、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性(案)」(以下「当面の施策の方向性(案)」という)をまとめた。これによれば、福島近隣県における今後の施策の方向性として、専門家会議は、福島県外における健診について、「福島県内の避難区域等よりも多くの被ばくを受けたとは考えにくい」と必要性を認めず、「個別な健康相談やリスクコミュニケーションを通じて、情報を丁寧に伝えることが重要」とし、実施については、「福島県の甲状腺検査の状況によって決定する」とした。

専門家会議は「福島近隣県が支援対象地域からはずれ、個別に検討する」としたことから、市民からの声によって開催に至ったはずで、福島近隣県における健診の検討が会議開催の目的であった。専門家会議の中間取りまとめの内容を受け、千葉県9市の自治体は国に対し、意見を出している。

関東の汚染は柏市内でホットスポットが発見されたとして報道されたが、関東一部とはいえ広範囲の地域が汚染されたことはあまり知られていない。関東の汚染地域は「被災地」ではないのか、わからなくなることがある。汚染は確かにあった。健康影響についてはわからないのに、何の調査もされない。汚染された状況すら説明されていないのだ。

汚染地域で何が起きていたのか、住民と自治体はどう行動してきたのか。住民と自治体はこれまでから、何を要望しているのかを検証するため、2014年11月、汚染状況重点調査地域となった関東の一部地域を対象に「関東地方における東日本大震災と原発事故の影響に関する住民意識調査」を実施した。また、自治体職員（千葉県松戸市）にもヒアリングをした。調査結果については、40代以下の子育て世代の母親の視点に注目した。関

東の汚染地域の母親たちと自治体職員の意識や行動から、「汚染状況重点調査地域」となった関東の現状を確認し、問題点を検証したい。

## 2 調査の概要

関東地方における東日本大震災と原発事故の影響について、明らかにするため、特措法上の汚染状況重点調査地域の指定を受けた千葉県・茨城県に暮らす住民を対象に、住民意識調査（アンケート）を2014年11月に行った。

茨城県南部と千葉県北西部をエリアとする二つの生活協同組合と松戸市と流山市をエリアとする私立幼稚園2園の協力を得て、生活協同組合の組合員と幼稚園児の保護者を対象に6068部を配布、有効回収数は1963部（回収率32.4%）であった。回収率は低かった一方で、自由回答は12万字の回答があり、回答者の関心の高さを認識させられた。

本稿ではこれらの調査で得たデータから、住民と自治体が何を考え、どのような意思決定や行動をしたのか、検証した。

関東の一部地域は、放射性物質汚染対処特措法上の汚染状況重点調査地域の指定を受けたが、これまで千葉県北西部では住民意識調査などは行われていなかった。その一方、市民と自治体による空間線量や土壌の測定、除染、甲状腺エコー検査の実施、自治体による甲状腺エコー検査の一部助成などが行われている地域でもある。

また、この調査の結果における自治体への評価を裏付ける自治体の動きを知る目的で、2015年2月24日に、千葉県松戸市の担当部署へのヒアリングを実施した。インタビューは2時間程度、環境担当放射能対策課<sup>1)</sup>の3名と健康保健福祉部健康推進課の1名で、原発事故後の状況と松戸市が取り組んだ調査や対策について、時系列に沿って話してもらった。

### 3 関東で何が起きていたのか

#### 3-1 千葉県北西部の被災状況

汚染状況重点調査地域となった関東の一部、千葉県北西部における地震と放射能ブルームによる被災状況を、千葉県松戸市を例に振り返っておく。2011年3月11日東北地方太平洋沖地震が発生。住民意識調査の対象とした地域は、茨城県南部ではつくば市、取手市が震度6弱、牛久市、常総市、守谷市、竜ヶ崎市は震度5強。千葉県北西部は印西市が震度6弱、柏市、白井市、野田市が震度5強、我孫子市、鎌ヶ谷市、流山市、松戸市は震度5弱であった。

千葉県松戸市では人的被害としては軽傷12人、住家の一部破損が746棟、半壊111棟、全壊が7棟。学校の一部損壊が58校。道路（市道）の被害は308件。屋根瓦が落ちたり、食器棚から食器が落ちたりしていたが、千葉県内は旭市で津波被害、や市原市や浦安市で液状化の被害が起きていたことに比べ、千葉県北西部は通路やブロック塀の倒壊等の被害にとどまっていた。松戸市は2011年3月12日に東北の被災地へ職員を派遣している。

3月14日に福島第一原子力発電所で爆発が起きるが、当時のモニタリングポストは千葉県が市原市（地上7m）に、埼玉県さいたま市と東京都新宿区（どちらも地上18mの高さ）に設置されていて、千葉県北西部はモニタリングポストから離れていた。

ほとんどの住民や自治体関係者は、原発から200km離れた地域が汚染されるという危機感がなかったのではないだろうか。

3月15日は福島県（大熊町）からの避難者14人からの連絡を受け、全国に先駆けて市内施設に受け入れをし、その後も松戸市に避難を希望する人（延べ388人）を市内の福祉センターなどの公共施設の他、福島県学生寮や東漸寺や栄松寺など120件がホームステイ先として受け入れていた。教育機関への休校の指示を出されていなかった。

毎日新聞は「3月15日未明、茨城県北茨城市役所で測定している放射線量が急上昇、午前5時50分には通常値の約110倍にあたる、毎時

5.575Svに達していた」と記事にしている（『毎日新聞』2011年3月15日「北茨城で放射線量が急上昇」）。

午前9時48分、「本日8時15分までに東海村で放射線量が一定基準値である $5\mu\text{Sv}$ を検出し、原災法10条通報<sup>2)</sup>が行われたとのこと。現在の値は $3\mu\text{Sv}$ になっています。なお、通常時の放射線量は毎時 $0.05\mu\text{Sv}$ だそうです」とNHKニュースが報じた。しかし、東海村は停電が続いていてテレビを見ることはできず、国から屋内退避の警告もなかった。

その数時間後、千葉県柏市在住の主婦がチェルノブイリ原発事故後に購入していた放射線検知器（R-DAN）を充電し、スイッチを入れると、警報音が鳴ったと証言している。SPEEDIの予測結果が公表されることもなく、千葉県北西部では市原市のモニタリングポストの数値で「影響はない」と判断するしかなかった。3月15日から16日（乾性沈着）、21日から22日（湿性沈着）に放射性ブルームが関東に到達し、セシウムが沈着したにもかかわらず、事前に退避することもできず、また意識することはできなかったのである。

3月15、16日は松戸市ははじめ千葉県北西部は3月14日から始まった輪番停電の真ただ中だった。後に放射性ブルームが到達されたとする時間帯は、駅ではダイヤの乱れで、乗客は駅改札口に向かって列を作り、学校では集会のため、生徒児童を校庭に整列させていた時間帯である。

市民が汚染を意識しはじめたのは、2011年3月23日東京都葛飾区にある金町浄水場の取水制限が出てからである。共同通信は次のように伝えている。

東京都は23日、浄水場1カ所の水道水で、1kg当たり210Bqの放射性ヨウ素が検出されたと発表した。乳児の基準100Bqを超えているとして、飲用を控えるよう求めた

（『共同通信』2011年3月22日）

3月24日12時30分、松戸市では千葉県の測定を待たずに、乳児の摂取制限を発表し、乳児飲料水の配給を行っている。3月22日は北千葉浄水場で336Bqの放射性ヨウ素が検出されている。

表1 松戸市内の水道水の放射性ヨウ素の測定

浄水場名	(Bq/kg)									
	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日
栗山	—	180	76	45	32	—	8.5	11	不検出	6.1
ちば野菊の里	—	220	90	55	45	22	12	9.6	8.4	不検出
北千葉	336	110 ± 5	—	33 ± 4.1	14 ± 4.1	—	不検出	不検出	不検出	不検出
金町	210	190	79	51	34	20	14	14	15	不検出

これを受け、松戸市では23日から、北千葉広域水道企業団では25日から、乳児の摂取制限の指標となる100Bq/kgを下回った26日まで乳児の摂取制限を呼びかけ、松戸市は28日まで乳児用飲料水の配給を行った。北千葉広域水道企業団では、23日及び25日に採水した原水について、ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場及び柏井浄水場東側施設で乳児用の指標値（放射性ヨウ素100Bq/kg）を超えたため、27日から29日までの間、松戸市、千葉市、習志野市、市川市及び浦安市の指定する場所で応急給水を行っていた。

関東の汚染は、市民による測定で徐々にあきらかになっていった。放射線計測学を専門とする近畿大学原子力研究所講師の若林源一郎が中心となって開設した「放射線・原子力教育関係者有志による全国環境放射線モニタリング<sup>4)</sup>」は、測定した結果を2011年3月26日から5月21日までインターネット上で掲載している。これによれば、2011年3月26日、千葉県流山市内の公園で測定しているが、地面から1mの高さで、毎時0.819 $\mu$ Svと記録されている。

4月12日付の朝日新聞には「福島第一原発事故が依然、収束しない中で、今後1年間の放射線量を推計して、同心円状の区域指定を見直すことになった」とある（『朝日新聞』2011年4月12日）。放射性物質の分布は「同心円型」とされていたことで、住民も自治体も、福島第一原発からおおよそ200kmも離れた地域が汚染地域になると認識できていなかった。

ガイガーカウンターを購入し、測定しはじめた住民が結果をインターネット上に公表し、さらにSNS上などで共有した情報をもとに、住民は自治体に対しより細かな測定や除染を要請したのだった。6月、市民から自治体に独自の測定を要

請する声があがる。朝日新聞は「千葉県柏市や松戸市など、周辺に比べて高い放射線量が観測されている地域がある。放射性物質が局所的に集中する『ホットスポット』なのでは、と不安を抱いた市民らが自治体に独自の測定を要請」と掲載された（小松重則・園田二郎『朝日新聞』2011年6月17日）。

### 3-2 「汚染状況重点調査地域」という認識

2011年8月30日、放射性物質汚染対処特措法が交付され（翌年1月1日に全面施行）、12月28日、関東では茨城県で20市町、栃木県で8市町、群馬県10市町、千葉県9市、埼玉県2市が、汚染状況重点調査地域として指定された。

文部科学省は、2011年8月30日に、7月26日から8月2日まで茨城県で実施した航空モニタリング調査の結果を発表、9月29日には9月8日から12日まで埼玉県、千葉県で実施した航空モニタリング調査の結果を発表した。

しかし、関東の住民が汚染状況重点調査地域の指定を認識していただろうか。今回の住民意識調査では、「現在お住まいの市町村では、放射性物質の『汚染状況重点調査地域』の指定を受けていますか」という質問に対し、「汚染状況重点調査地域の指定を受けていない」と「汚染状況重点調査地域の指定をうけているかいないかを知らない」を合わせると、半数近くの人が汚染状況重点調査地域の指定を認識していなかった。

汚染された経過や理由も説明されていないのだから、認識できるはずがない。また、松戸市では、震災後に福島県からの避難者を受け入れていたこともあり、市をあげて福島や東北を支援したいという雰囲気が高まっていた。関東の汚染状況

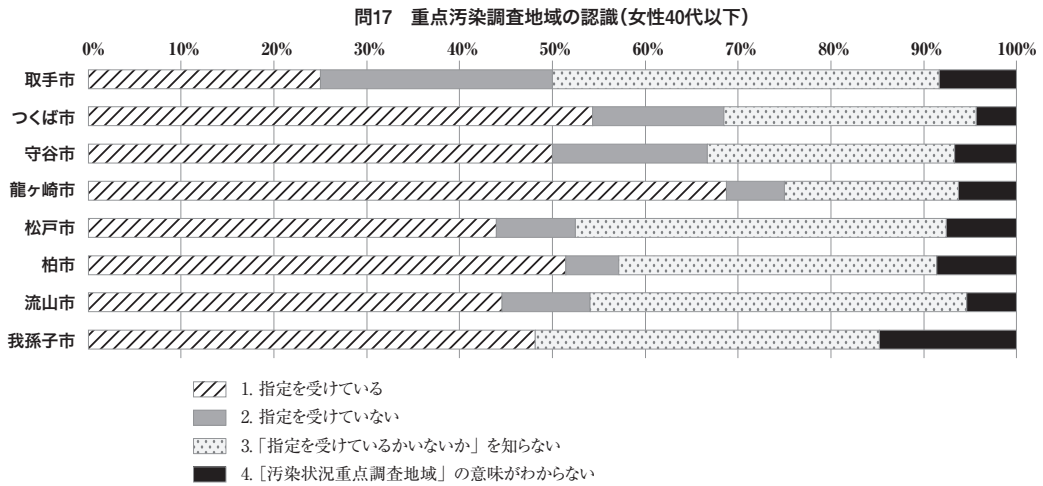


図1 汚染状況重点調査地域の認識

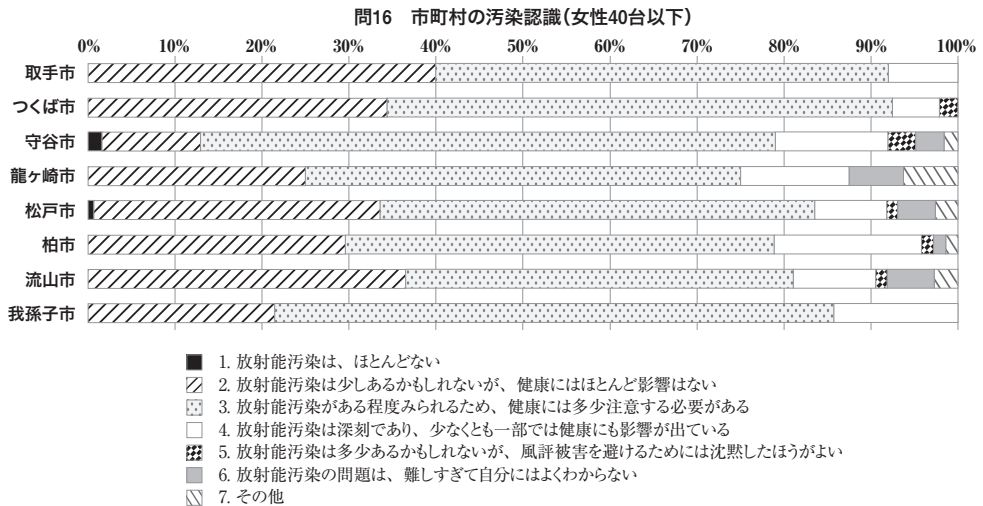


図2 汚染状況重点調査地域の認識

が十分に伝わらない状況下、「福島県の汚染に比べれば、汚染されたうちに入らない」「少くらの汚染で騒いでは福島の方に申し訳ない」という声もあった。

そもそも、汚染状況重点調査地域という言葉自体がわかりにくい。放射性物質特別処理措置法上の調査が必要な地域という意味で、測定後に改めて汚染地域と言い換えられることはなかった。マイクロシールドという単位についても、原発事故前の数値も知らされず、判断がつきにくく、レントゲンや航空機内での被ばく量との比較が伝えられてきた。しかし、プルーム通過におけるヨウ

素の関東における実測値については、ヨウ素129沈着量からの線量評価もまだ発表されず、真相はわからぬまま。福島第一原発から200kmも離れた関東が汚染された経過について、研究者の論文や解説をインターネット上で読むことはでき、積極的に検索した住民がそれぞれに理解をしてきただけで、住民に対する公聴会などが開催されることもなかった。

国は唯一、汚染状況重点調査地域の指定に関する担当者レベルの説明会を開催している。しかし、松戸市放射能対策課は当時をふりかえり、「汚染状況重点調査地域の指定を受けることで、

調査と除染の財政措置が受けられることは把握したが、なぜ汚染したかなどの詳しい説明はなかった」と述べている。

### 3-3 汚染意識を妨げたもの

国は被害をできるだけ最小限に抑えたかったのであろう。首相官邸（災害情報）はツイッター上で2011年3月20日、お知らせとして「東北、関東にお住まいの方へ 雨が降っても、健康に影響はありません。場合によっては、雨水の中から、自然界にもともと存在する放射線量よりは高い数値が検出される可能性はありますが、極めて微量のものであり、『心配ない範囲内である』という点では普段と同じです」と発信していた。しかし、その2日後の22日には金町浄水場で放射性ヨウ素が検出された。原発爆発事故下で、「普段と同じ」と発信した政府の責任は重大である。

2011年5月16日、読売新聞は「チェーンメールで放射線のデマ拡大」という見出しで、「ホットスポットが発生しているといううわさがチェーンメールやツイッター、ネット掲示板などで広がっている。文部科学省原子力災害対策支援本部は『千葉と埼玉で測定されている数値は平常時と変わらない』としており、日本データ通信協会迷惑メール相談センターは『公的機関や報道機関などの根拠のある情報を確認してほしい』と注意を呼びかけている。同センターは状況の把握と分析のため、デマなどのメール転送を求めている」と掲載した（『読売新聞』2011年5月16日朝刊）。

こうした政府やメディアによる発信は、一般市民とりわけ子どもを持つ母親たちが不安を口にす

ることや行動することを抑制していた。汚染状況重点調査地域の指定以前に、汚染地域であることを認識できないまま、情報を得られない住民がいるのである。

この当時、千葉県のモニタリングポストは市原市内にしか設置されていなかった。しかも高さは地上7mで、表示される放射線量は原発事故前と変わらなかった。市民がガイガーカウンターを購入し、測定をはじめた矢先の報道で、測定や署名活動などに動いた母親達が「心配しすぎている母親」とバッシングを受けるなど、母親たちが不安に思う気持ちが抑圧されていた。政府は汚染地域の住民に対し、十分な説明や対策をしていたとはいえない。

### 3-4 見えない汚染を映しだしたのは

母親達は放射線量が書かれた看板の立つ公園から子どもを引き離し、通学路や遊び場が安全なのかを悩み、地元の農家とどうつきあってよいのかと苦しみ、食材選びに悩んだ。国や自治体より先に、生活視線で線量を測定し、土壌沈着量を測定し、汚染を可視化したのは母親達であった。生活者、地域住民としての母親達は、県境を越えてきた放射性プルームや汚染を実感していた。

住民意識調査は放射能汚染を避けるためにとった行動についての質問で、40代以下の女性回答で、「水道水を飲まない」「県内産の野菜を食べない」「県内産の牛乳を飲まない」「県内産の魚介類をたべない」「洗濯物を外に干さない」という回答が多くみられた。牛乳については2011年3月19日に福島県原子力センター福島支所が川俣町産の原乳3検体を検査し、ヨウ素が最高1,510Bq/kg、セシウムが最高で18.4Bq/kgを検出したことが公表されていた。牛乳の産地が混合されていることなどから、母親達の牛乳への警戒心が高まったといえる。

現在の放射能汚染回避行動については、減ってきているものの、水道水と県内産の魚介類については半数以上が回避行動を継続している。水道水については、関東の汚染地域で水道水の摂取制限が出されたことに起因すると考える。さらに、遅れて発表されたことは不信感につながり、安全な



図3 首相官邸のツイッターによるメッセージ

問9 事故直後の汚染回避行動 (40代以下)

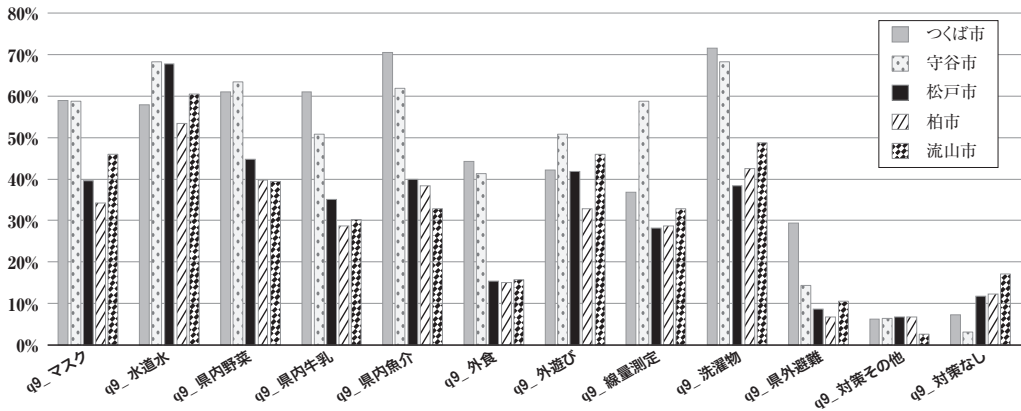


図4 事故後の汚染回避行動

問12 現在の汚染回避行動 (40代以下)

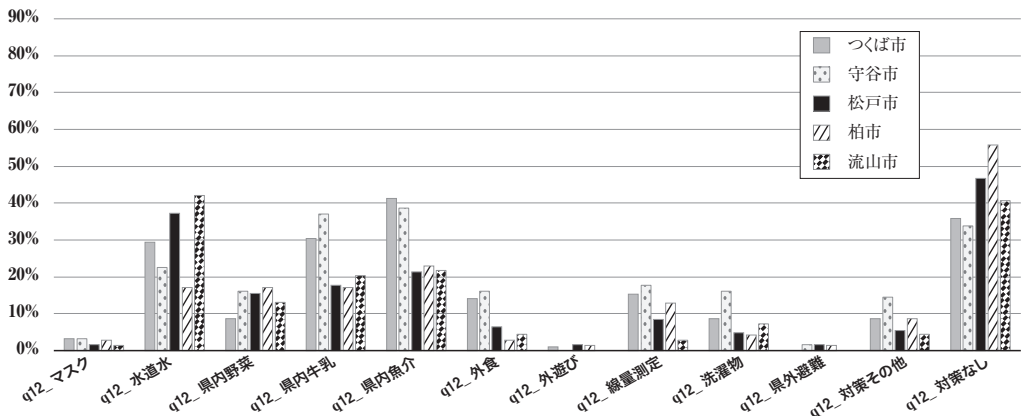


図5 現在の汚染回避行動

水を遠方から取り寄せて確保しようという意識が高まったのではないだろうか。取水制限が出て、水が売り切れたこともあり、原発事故をきっかけにウォーターサーバーを導入した家庭も多かった。

図6にあるように、住民意識調査の結果、「東日本震災後、放射能汚染を気にして購入・利用したものすべてに○をつけてください」という質問に、遠隔地の水や浄水器、遠隔地の野菜を購入していると回答している。

情報が得られない中で、住民は放射能検知器や測定器を購入し、自ら測定し把握しようとした人もいた。水や野菜、測定器などを取り寄せることで、家計における経済的負担が増えていたのはあきらかである。家も仕事も失う事なく、比較的早

く日常生活を取り戻していたかのように見えるが、関東の汚染地域では放射能汚染への不安と想定外の支出を抱えていた。放射能汚染による被害が及んでいたのである。

### 3-5 住民はどう動いたか

2011年5月、連休明けにはガイガーカウンターを入手した市民が測定値をインターネット上やSNSで公開し始めていた。松戸市放射能対策課は、「放射線の影響について、電話やメールでの問い合わせは5月23日に発表されるまでは1日に300件、それ以降も1日100件の問い合わせがあった」とふりかえって述べている。

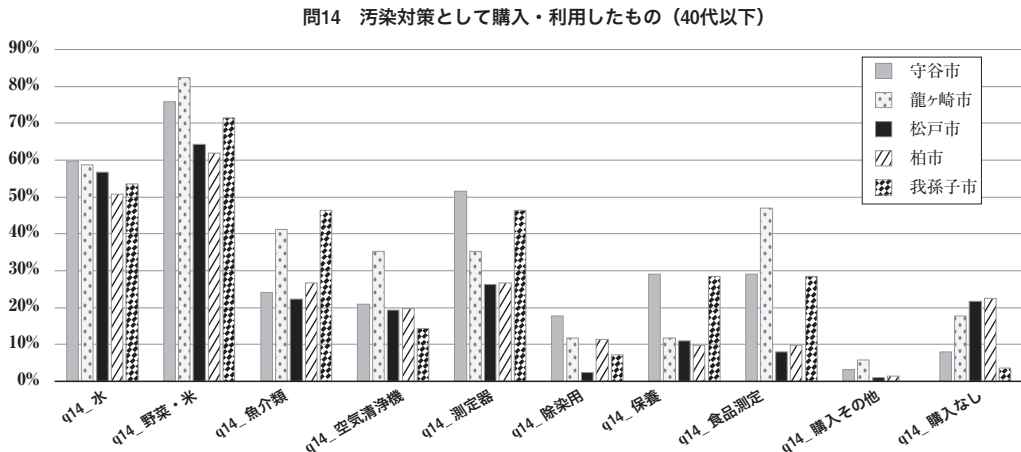


図6 汚染対策として購入・利用したもの

2011年6月2日には、柏市の母親たちを中心とした市民グループ<sup>5)</sup>の呼びかけによる請願署名1万439筆が柏市長へ、同年7月6日には松戸市の子育て世代を中心とした市民グループ<sup>6)</sup>による請願署名1万1000筆が松戸市長へ提出された。どちらも、自治体に対し、測定と除染を要望するものだった。

6月3日にはインターネット上でつながった市民がサイトを立ち上げ、流山市や松戸市を測定し、ツイッターで#tkggというタグをつけて、情報を共有し、測定範囲を広げていった<sup>7)</sup>。同時期に松戸、流山、柏の母親たちがつながり、空間線量の測定や勉強会の開催、情報受発信を開始していた<sup>8)</sup>。

7-8月の夏休みには松戸市内や柏市内の私立幼稚園などで、職員や保護者が除染を意識した清掃や土の剥ぎ取りなどを自主的に除染を行った。

また、松戸市民と市議会議員で構成する団体<sup>9)</sup>は、松戸市放射能対策協議会の健康対策会議において、各年齢層の子どもに係る関係部署が連携し、当時の保健福祉課が中心となり、放射能対策課と動くしくみをつくるよう、市長に要望していた。

柏市内では農家や消費者をはじめ立場の異なる人々が集まり、放射能問題に向き合うプロジェクトが円卓会議を開催し<sup>10)</sup>、市民が放射能の測定と除染活動をする団体を発足させ、市内の測定と除染<sup>11)</sup>をしていた。こうした動きは関東の汚染地域の各

市で起きていた。

2012年1月に松戸市で、2013年1月には柏市で、放射能汚染に関連する講演会が母親を中心とした市民により企画・開催され、どちらの会場も1000人もの市民が集まり、関心の高さを表していた。

同年3月から母親たちを中心とした市民と生活協同組合は土壌汚染調査を開始。記者発表を朝日新聞は「土壌セシウム、平均4万Bq超」という見出しで次のように伝えている。

茨城県南部と千葉県・東葛地区の計13市2町の土壌に含まれる放射性セシウムを民間団体が調査し、23日に結果を公表した。10市町で1m<sup>2</sup>あたりの平均が4万Bqを超えていたとし、国や自治体に対し、汚染や健康への影響について詳細な調査をもとめたいとしている。県内9市2町の1m<sup>2</sup>あたりの平均は、阿見町8万559Bq、竜ヶ崎市5万5558Bq、つくばみらい市4万7431Bq…。

〔朝日新聞〕2012年9月24日

汚染状況重点調査地域である茨城と千葉、埼玉の母親達のグループが市境・県境を越えてつながったネットワーク<sup>12)</sup>が2013年6月に、「原発事故子ども・被災者支援法」に係る請願署名を衆・参議院へ提出。9月1日には茨城と千葉の市民が呼びかけ人となって、健康調査のための基金が設立<sup>13)</sup>



され、関東の汚染地域で市民が運営する甲状腺エコー検査が実施されている。

住民とりわけ母親達を中心とした市民が自主的に組織化し、それぞれに行動し、情報発信し、自治体や国への働きかけをしてきた。国が発表しない放射能汚染の情報を、住民ネットワークから得ていたという方もいる。住民のネットワークは、汚染された地域で不安を抱えながら暮らしていく母親たちにとって、心の拠り所にもなっていた。

## 4 自治体は動いていた

### 4-1 国にさきがけた動き

2015年3月の千葉県松戸市放射能対策課へのヒアリングによれば、松戸市は2011年4月に測定器を発注、5月20日に測定器が届き、23日から保育所や学校、公園で放射線（空間線量）の測定を開始している。

千葉県の東葛地区には、東葛協議会（行政連絡協議会<sup>14)</sup>）があり、東葛6市（我孫子市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、松戸市）の市長が連絡会を開催していたこともあり、5月17日、6市長は千葉県に対し、大気中および土壌の放射線量などを測定・公表することを連名で要望した。5月22日、松戸市は市民の要求から、独自測定を決断し、保育園や公園の測定を開始している。

5月下旬には6市長が集まり、統一的な放射線測定を実施するため、6月8日に、東葛地区放射線対策協議会（会長 秋山浩保柏市長）を設置した。

同協議会では、測定を（財）千葉県環境財団に業務委託し、6市を1km<sup>2</sup>のメッシュで放射線量を測定し、「第1回・第2回の測定結果に基づく専門家の見解」を示した。

6月29日には、東葛6市合同で国に対し、「福島県外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値を早急に策定し、公表すること、安全基準値を超えた場合の対応策を示すとともに、その対策に要した費用については、国が全額負担すること」とした緊急要望書を提出している。松戸市放射能対策課へのヒアリングで「6月にはだいたいの汚染分布を把握できていた」と述べている。

7月8日には、第1回東葛地区放射線量対策協議会で「東葛地区放射線量測定結果等について」を議題とし、中村尚司（東北大学名誉教授）、飯本武志（東大大学準教授）、藤井博史（国立がん研究センター東病院臨床開発センター機能診断開発部長）の専門家3名を招き、見解を聴いている。この協議会で、中村は「通常のバックグラウンドに比べて高いが、数値は毎時1 $\mu$ Svより低く心配ない」とした。さらに「多大な人員と費用をかけて年1mSvとすることは、ICRPが掲げているALARA（合理的に達成できる限り低くする）の精神に反する。文部科学省が示した校庭の除染費用を出す目安である毎時1 $\mu$ Svは妥当な値である。屋外8時間、屋内16時間の計算式にあてはめると1年間の線量は約5mSvになる、平常時の法令に照らしても問題ない」と発言していることが各市で公開されている議事録にも残っている。

しかし、東葛6市は中村が述べた、年間5mSvを採用せず、「学校、保育園、幼稚園等の施設において、年間1mSvを目標とする」とした。

これについて「ホームページに掲載したが、専門家による見解を市民は受け入れられないという反応だった」と松戸市放射能対策課は当時をふりかえっている。自治体がいち早く放射線対策を開始する原動力となったのは、専門家の見解ではなく、住民による直接要求や行動であった。

7月、千葉県柏市の清掃工場で焼却灰から7万800Bqのセシウムが検出。松戸市でもクリーンセンターの焼却灰から1万500Bqのセシウムが検出される。松戸市では7月から保育園の職員が園庭の土をすきとって、袋に入れると倉庫やボイラー室に保管していたという。「測定結果は全庁内に連絡し、予算もない中、手作業ではじめていた。当時はガイドラインなど除染方法がわからない。それでも、とにかくやるしかないと、8月には庁内で問題意識が高まり、連絡をとりあいながら、それぞれの部署で動いていた」と松戸市放射能対策課は述べた。

松戸市は2011年9月1日に松戸市放射能対策協議会を設置。環境計画課内に放射線担当を組織し、2012年1月には放射能対策室を設置、4月には放射能対策課を設置した。

2012年4月9日には松戸市議会放射能対策協

議会を設置。協議会体制を構築したことで、縦割りをなくし、オール松戸で動きはじめたのである。

松戸市農政課は農林水産省からの補助金で4台のベクレルモニターを購入し、土壌を測定しはじめた。松戸市は10月に100台の簡易測定器を購入し、学校や保育所で随時測定を開始。さらに11月に100台購入し、12月から住民への貸し出しを始めた。

松戸市では、環境保全課、保育課、子育て支援課、公園緑地課、パークセンター、青少年課、スポーツ課、教育委員会、道路維持課が関係する課と合同で、あるいは連絡をとりながら、調査や低減対策をすすめていった。空間放射線低減対策、食品安全、健康管理、廃棄物処理の4テーマを柱とした「松戸市放射能対策総合計画」のたたき台を3月中旬に作成し、策定にむけ、10カ所でタウンミーティングを開催。5月に修正し、2012年6月5日に同計画を策定した。事業を実施して、まる3年。総合計画は期間が満了したが、給食の検査や環境の測定、検査機器の貸し出し、甲状腺超音波検査など、必要な事業は継続している。

#### 4-2 汚染状況重点調査地域の指定を受けるまで

2011年8月には放射性物質汚染対処特措法が制定され、その中で除染に関する枠組みが規定された。汚染状況重点調査地域とは、「その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域」と明記されている。

10月には、航空機モニタリング調査の説明会があり、松戸市放射能対策課はその時にはじめて汚染マップを目にしている。11月には環境省は自治体に対して意向を打診し、担当者会議も行わ

れた。

汚染状況重点調査地域の説明会には、千葉県内では東葛6市の他に、白井市、印西市、佐倉市も出席していた。印西市、白井市、佐倉市が、東葛6市の協議会に情報共有のため、オブザーバーで参加したいと申し入れたことをきっかけに千葉県9市（我孫子市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、松戸市、印西市、白井市、佐倉市）が連携することになった。

12月28日に告示され、千葉県9市は汚染状況重点調査地域に指定された。指定とはいうものの、手をあげるかどうかは自治体の判断であった。松戸市放射能対策課は「東葛6市は何もしないで安心は得られない。補助金をもらって、しっかりと取り組みをしていこう」と判断したという。

しかし、放射性物質汚染対処特措法では、民家や私立幼稚園や学校等をはじめとする民有地の除染に係る費用については、所有者（又は管理者）が実施した場合、国の財政措置の対象外とされた。松戸市は市民の不安払しょくのため、住宅の除染に踏み切った。

住宅除染の申し込みを開始すると、受付件数は1万3955件（測定件数1万3710件）で、除染対象県数は7068件（平成24、25年度の合計）であった。除染業者、建設業や造園業を含む40社近くと契約し1年半をかけて、この除染を完了したのである。「市民の暮らし、現場をあずかる自治体として、とにかく動きました。国を待っていらなかった」と松戸市放射能対策課はふりかえっている。放射性物質対処特措法あつての除染ではなかった。

松戸市をはじめ、汚染状況重点調査地域に指定された千葉県9市は、民有地の所有者が行う除染に対し、国がその実施者に対し、直接的に費用負

表2 松戸市における除染実施結果状況

(平成26年3月15日現在)

作業項目	箇所数	0.2 $\mu$ Sv/h未満に下がった	0.23 $\mu$ Sv/h未満に下がらなかった	除染後指標達成率
土面等（天地返し等）	7,991	7,782	209	97.4%
芝生・草地等（除草・覆土等）	6,289	6,107	189	97.1%
コンクリート等（洗浄）	7,255	6,813	442	93.9%
柵・雨樋下等	13,783	12,304	1,479	89.3%
計	35,318	33,006	2,312	93.5%

担をする仕組みを検討する等、住民および自治体の手続きを簡素化し、事務負担の軽減を図ること、民有地の所有者等が行う除染に対し、自治体が補助金交付や関連敷材の貸与などを行う場合にも、この措置を補助の対象とし、国が全額負担することを2012年2月17日、国に対して要望したが、いまだ財政措置はされていない。国は関東の汚染地域の自治体への財政措置を行い、さらに汚染や被ばくのデータを収集と分析に取り組み、支援対象地域の指定を国に要望している住民と自治体に対して説明をするべきである。

### 4-3 自治体による健康調査のとりくみ

2012年10月26日、千葉県9市の放射能対策課などの職員が復興庁を訪れ、健康調査などの問題について、復興庁の担当者と懇談を行った後、9市長連名の要望書を手渡した。

要望書では、原発事故子ども・被災者支援法の支援対象地域への指定を求めているほか、健康管理調査の必要性や生活支援、支援にかかる費用の国費負担するよう求めた。9市が連携し、9市長連名で国に対して要望書を提出したのはこれが初めてだった。千葉県北西部では、被災・非被災自治体間の支援・受援関係ではなく、被災自治体間が連携して要望する動きをしていた。

2014年7月16日に開催された環境省における専門家会議（第8回）の意見聴取で、木村真三（獨協医科大学准教授、放射線衛生学者）はチェルノブイリ原発から250～500km離れた地域でも現在でも甲状腺がんの増加傾向があることを示し、

「健康管理調査は福島県および福島県以外の汚染の比較的強い地域において継続的に続けるべきである」と提言し、菅谷昭（松本市長・医師）は「甲状腺がんのみ対応した検診ではなく、幅広い疾病に対応したもので、長期にわたる検査をすべき」と提言した。しかし、専門家会議は当面の施策の方向性（案）として、福島県外における健診については、「福島県内の避難区域等よりも多くの被ばくを受けたとは考えにくい」という見解から、「個別な健康相談やリスクコミュニケーションを通じて、情報を丁寧に伝えることが重要」とし、実施については、福島県の甲状腺検査の状況によって決定するとした。

千葉県9市は、専門家会議の中間とりまとめの内容を受け、①9市を含む汚染状況重点調査地域において、すべての住民が実情に即した適正な検査や医療を選択できるようにすること、②専門家会議において具体案の議論がなされるよう検討をすすめること、③施策の検討にあたっては広く住民の意見を反映すること、④子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策に係る費用は全額国が負担することを明記した要望書を合同で提出。さらに、2015年1月27日、当面の施策の方向性（案）に対する意見募集に、千葉県9市がそれぞれに意見を提出した。

松戸市は2013年、甲状腺超音波検査の一部助成を決め、すでに実施している。松戸市には市立病院があり、超音波検査機もあることから、市長の判断で市立病院での甲状腺エコー検査の実施へとつなぎ、甲状腺超音波検査の一部助成を始めることができた。申し込み枠がいっぱいになり、昨

表3 松戸市における甲状腺超音波検査判定結果

（平成26年6月1日から平成27年2月28日）単位：人

判定	判定内容	判定結果	人数
A1	結節（しこり）やのう胞（液体が入っている袋のようなもの）は認められなかったもの	経過観察不要	29
A2	結節（5.0mm以下）またはのう胞（20.0mm以下）を認めたもの	経過観察不要	93
B	結節（5.1mm以上）またはのう胞（20.1mm以上）を認めたもの	経過観察	1
C	甲状腺の状態などから判断して、二次検査が必要なもの	専門病院を紹介	1
合 計			124

年から松戸市内の千葉西総合病院でも甲状腺超音波検査を開始している。健康推進課の説明によれば、甲状腺超音波検査は受診することで現状確認していただくのが目的。1人の検査に30分かかっている。

柏市長は2014年3月定例議会で、「原発爆発後の国の対応は十分であったとはいえ、また柏市においても、自治体が十分な対応ができていなかったと反省する」と答弁した。柏市議会は同年12月の定例議会で、甲状腺エコー検査の一部助成を採択し、2015年2月20日、東京電力福島第一原発事故の発生当時、18歳以下だった市民300人分の検査費用約300万円を2015年度の当初予算に計上し、助成することを決めた。

#### 4-4 自治体への評価

住民意識調査で、原発事故や放射能汚染対策などの取組みについて、現在住んでいる市町村、現在住んでいる県、国、東京電力のそれぞれに対する評価を聞いた。その結果、住民は国や県より「現在住んでいる市町村」を高く評価した。

松戸市放射能対策課は、住民が市に対して高く評価をしていた結果を受け、2011年7月には保育所で職員が自主的に除染をしていたことや、広大な公園に敷かれた芝生を剥がそうと早いうちに判断したことなどをあげながら、「職員ひとりひとりの意識が高かったことで、速やかな対処ができた。それぞれの課長はもちろん、現場での判断

が早く、職員全体が積極的に動いていた」と述べた。

茨城・千葉・埼玉の母親達40団体のネットワークは、「原発事故子ども・被災者支援法」に係る対話交渉を関係省庁と9回開催しているが、「省庁は汚染地域に対し、関係省庁が連携や調整をしながら何とか支援や救済の糸口を見出そうということにはならなかった。市政レベルとはいえ、松戸市が協議会体制で、関連部署が連携して取り組んでいた」と評価している。

金井利之は「応急時の住民意思反映とは、自治体行政職員の働き次第である」と述べている〔金井利之『原発と自治体』2014〕。まずは住民が動き、意思表示し、きちんと声をあげる。その声に応えて、職員が形にする。そこで終わらせず、住民が行政をきちんと評価し、施策や助成制度などを活用したい。子育てをする地域が汚染されたことで、母親達は住民自治を自分のこととして経験したのである。

市町村における、子どもたちの健康検査の取り組みへの評価は、40代以下では千葉県松戸市と流山市が高い評価を表した。松戸市は甲状腺エコー検査の一部助成を実施している。松戸市、流山市に共通しているのは、保健師による健康相談窓口を開設するなど、早い時期から取り組みを行っていたことである。また、松戸市は健康管理対策を健康福祉部だけにおしつけることなく、環境部、子ども部、学校教育部、病院事業部と連携する体制にした。協議会に保健師を入れること

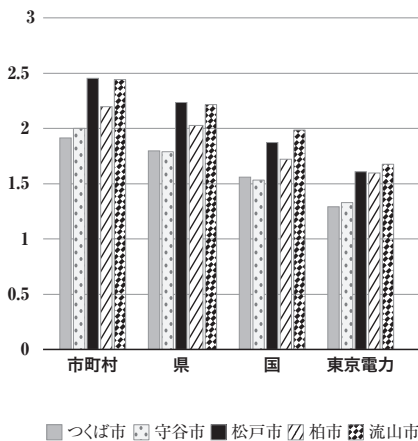


図7 原発事故後の取組み評価

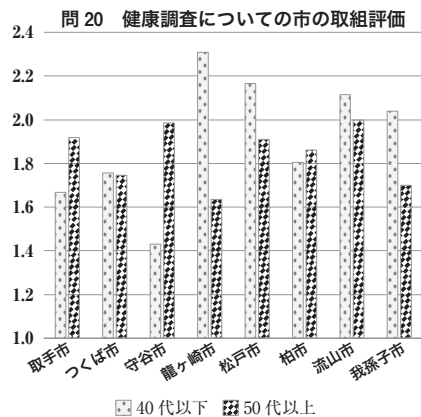


図8 健康検査についての市の取り組み評価

で、母親や乳幼児に接している各保健所の保健師から、母親達の不安の声や健康調査への要望など、住民に近いところで状況を把握することができたのではないかと。健康検査へのとりくみの評価は高かったものの、子どもがいる母親の、放射能汚染対策に関する評価は、若者や高齢者よりも厳しい。災害時とりわけ放射能汚染については、汚染が目に見えず、低線量被ばくの影響についてはまだ未解明なことが多く、晩発障害など被害が出るのが遅いといわれている。汚染地域では、長期的に子どもの健康を守る覚悟と意識が大事である。

## 5 住民が求めていること

### 5-1 健康追跡調査

原発事故と放射能汚染をめぐる現在の不安や対策についての質問に対し、松戸市住民は「原発事故の影響で、家族に健康被害が起きるかもしれない」と家族の健康被害に不安を感じている回答が多かった。自治体を評価している人ほど、健康調査など具体的な施策を求めている。

国会事故調査委員会は、「この事故が『人災』であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任自覚の欠如があった」としている。国は「原発事故子ども・被災者支援法」に則り、放射能被ばくによる健康被

害を把握し、防止する観点から、関東の汚染地域の自治体の、放射線量測定及び放射線量低減策等に係る対策事業に対して支援し、財政措置を講じるべきである。当事者である住民の声を受け止めてほしい。

低線量被ばくの健康被害が科学的に十分解明されていないことから、子ども達一人ひとりの健康を見守り、健康影響がでていないことを確かめたい。母親達は専門家による過去のデータによる予測や試算ではなく、わが子を、地域の子もたちを実際に診てほしいのだ。図10にあるように、住民意識調査では、市で推進すべき事業として子ども達の健康調査を求めている。

行政学者の金井利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は健康調査について、以下のように述べている。

住民とりわけ母親達が求めているのは、健康調査それ自体ではなく、子ども達の健康の確保である。健康調査・検診だけでは病気は治らないし、病気も防げない。健康調査は、予防方策・治療方策とセットで提示されなければ、住民の不安安全・不安心解消にならない。これまでの多くの公害・薬害事件や労災事件では、因果関係を明確に立証することが困難であり、被害が発生しても相当因果関係が認定されにくく、救済・補償が得られずにきたことが問題になっている。そこで、過去の反省をふまえ、健康追跡調

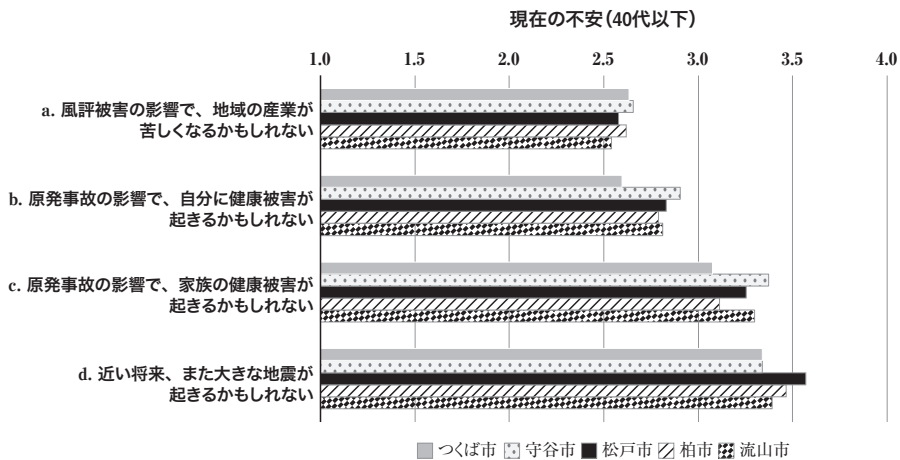


図9 現在の不安

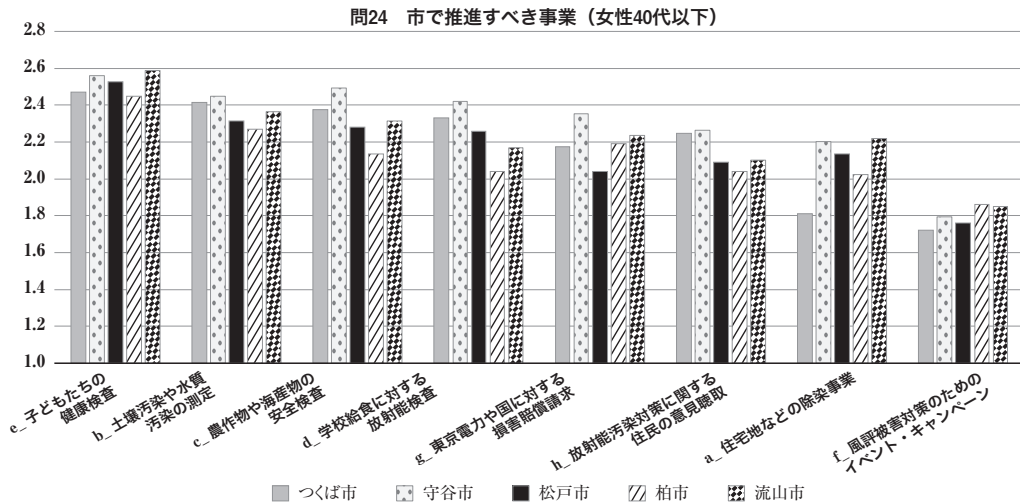


図10 市ですべき事業

査によって被害を認定するのでなく、認定を経ずとも、一定地域に居たという事実のみで、支援や救済を可能とする仕組みが必要である。

【金井利之『原発と自治体』岩波ブックレット、pp. 35-36】

因果関係を立証するどころか、原発事故直後から、関東の汚染地域について十分な調査をしてきたとはいえない。福島県外の汚染地域でも、子ども達の健康を見守っていくために、長期的な健康追跡調査を実施できるよう、国が医療従事者の確保などを含む体制づくりや支援のしくみを作るべきである。住民の声を受け、民有地の除染をすすめてきた自治体、子どもに対する甲状腺エコー検査の助成などを実施している自治体に対して、財政措置をすべきではないか。原子力政策下の事故によるものである限り、被ばくによる影響の有無にかかわらず、汚染地での低線量被ばく対策や健康追跡調査の体制づくりを国が責任をもって取り組んでほしい。

### 5-2 県境を越えて繋がった意識

2011年10月に航空モニタリング調査が発表された。住民はそれ以前から線量計を購入して、測定し始めていたが、汚染が一律でないことを認識していた。通学路や公園など、子どもの生活圏での汚染を知りたかったのだ。そこで母親達がとり

くんだのが土壌調査だった。市内を1km<sup>2</sup>のメッシュに分けて、1カ所ずつ土壌を集めて測定するというもの。2012年3月から9月にかけて、生活協同組合と協力して集めた土は、茨城県南部と千葉県北西部の17市町で約900サンプル。

17市町の汚染マップを繋げてみたことで、母親達は汚染に県境や市境がないことに気づいた。さらに、地図上に子ども達の健康状態を載せていくことで、健康影響がないことを確認したいと考えたのだ。住民自身が現状を把握するしかない。この土壌調査をきっかけに、茨城県、千葉県の母親達がつながり、県境を越えたネットワークができ、自治体と国に対し、健康調査を要望する動きになった。

2013年6月には、住民が甲状腺エコー検査を実施。「子ども達が将来も元気で暮らすためには、今、予防原則の見地に立って、調査を始めなければならない」……大勢の市民の湧き上がる思いから、茨城県、千葉県の市民が呼びかけ人となって、関東の汚染地域で健康管理調査（甲状腺検査）を行うために、2013年9月1日に「関東子ども健康調査支援基金」が設立された。関東汚染スポットの子ども達のための資金を集め、健康診断（甲状腺エコー検査）が開催されており、2013年10月から2015年2月までの受診者数は2682人に達している。

甲状腺エコー検査ばかりが目立つが、甲状腺以

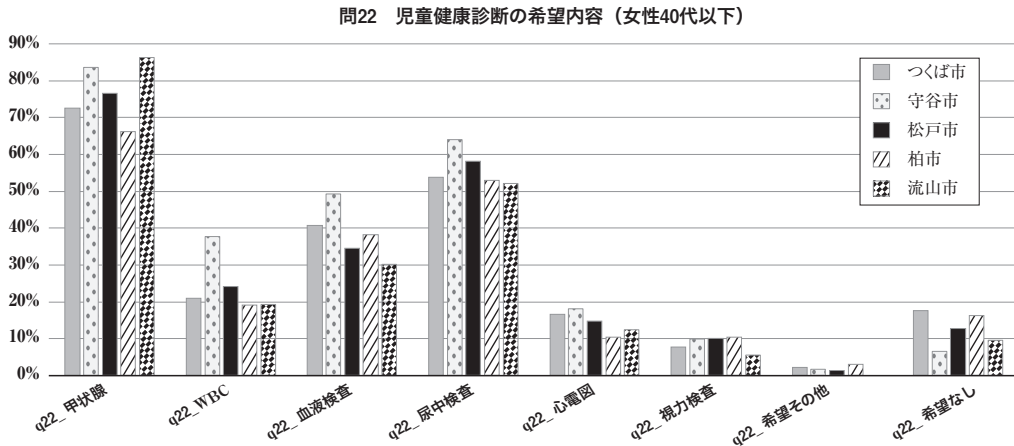


図 11 児童健康診断の希望内容

外の疾患も見ていく必要がある。電離放射線健康診断と同様の検査を検討するべきである。

汚染地域の住民の健康管理について、厚生労働省ではなく、環境省が管轄している。住民からは、学校保健法で実施されている学校検診も活用すべきであると文部科学省に対して要望も出されている。住民の健康管理体制の構築にあたっては、省庁横断的に取り組む必要がある。

## 6 今後の課題

### 6-1 時間との勝負

2014年8月30日、気象研究所の研究者(足立光司、梶野瑞王、財前祐二、五十嵐康人)は、科学誌、Scientific Reports<sup>3</sup>において、「事故の比較的初期段階(2011年3月14~15日)に、セシウムを含む球状粒子が放出され、この粒子は、水に溶けないガラス状の球状であった」「今回の球状セシウム粒子の発見は、事故の過程を解明し、健康への影響と環境中の滞留時間を正確に評価するのに重要になる」としている。<sup>15)</sup>

原発事故から4年たって、研究者たちによってやっと解明されたのだ。セシウムを含む球状粒子はつくば市内で観測されているが、関東の汚染地域のどこでどの程度降下し、どのくらいの間がどの程度吸い込んだのかはまだ解明されていない。セシウムを含む球状粒子が乾性沈着によっ

て、地表に降下したわけだが、そこには多くの住民、子ども達がいたのである。さらなる調査や研究が必要である。

森口祐一(東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授)は、環境省の専門家会議(第8回)の意見聴取で、「様々な個人や団体が測定したデータや未公開データの中には、動態評価や線量評価に有用なデータが存在している可能性があるためその収集・発掘が必要」と提言されている。また、同氏はツイッター上の会話の一部で「我々の指す範囲次第ですが、(私自身も含め)大気拡散の知識がある者は当時ある程度認識していました。福一(福島第一原子力発電所)から東海村周辺の観測網まで何時間、そこから茨城県南まで何時間、というような。それをSPEEDIなどが早期に伝えなかったことの是非は、検証が必要」と書いている。研究者にはあきらめず、調査や研究、分析に取り組み、情報を公開してほしい。

原発事故からまる4年が過ぎ、放射性セシウム134が2年毎に半減していく中で、福島原発事故由来の汚染を知るために測定できるギリギリの時期。これまで調べられていなかった地域も含め、広域に調べようと、市民測定所が連携し、東日本17都府県における市民による土壌ベクレル調査が始まっている。

## 6-2 自治体が連携する意義

自治体が検査の一部助成を実施しても、住民が利用しなければ意味がない。母親達は甲状腺エコー検査の情報発信と、市が助成していることを広める目的で、パンフレットを作成し、幼稚園や保育園などで配布した。甲状腺エコー検査の一部助成を行っている茨城県常総市は、母親達が作成したパンフレットを安心安全課と保健センターのカウンターに置いている。住民の声にこたえて実施している健康追跡調査については、医療機関と自治体におまかせではなく、住民や市民団体などが積極的にかかわっていくべきである。

松戸市や常総市では甲状腺エコー検査の一部助成を実施しているが、関東の汚染地域では、健康調査を地域の問題として捉え、よりよい検査体制の構築のため、普及のための情報発信やボランティア要員として活動するなど、住民が積極的に参加し、かつ自治体、医療機関、市民団体などと協働して取り組むことが必要である。また、甲状腺エコー検査についていえば、小児の甲状腺を診察できる専門医師や医療機関自体が少ない。甲状腺専門医や、チェルノブイリ事故後の小児医療にかかわった医師と連携し、市境をこえて広域でチーム医療体制を組むなど、汚染地域としての連携を導けないものだろうか。

現在、自治体によって実施されているのは、不安解消のための検診であり、甲状腺の検査だけで、自治体も担当している医療機関も、総合的な検査結果の分析や長期追跡調査をする体制にまでは至っていない。住民が低線量被ばくの影響に関する検診であるという意識を持ち、最低限の知識や情報が提供される環境整備も大事である。万が一、健康被害が顕著に出ることがあれば、被ばく医療の体制が必要となる。松戸市は市立病院があり、さらに、子ども達の総合的医療提供を目的とした「小児医療センター」があり、千葉県小児医療の中核病院に位置付けられ、千葉県北西部の広域医療圏における高度で専門的な小児医療を担っている。その一方で、同じ東葛地域でも流山市や野田市、鎌ヶ谷市には市立病院がない。市立病院を持っている市と持っていない市、また人口によって、支援や検査体制や協力体制に差が生じて

しまう恐れもある。小児医療、高齢者介護でも広域の連携が求められる時代、低線量被ばく研究や長期健康追跡調査にとりくむ糸口を見つけないのだ。

検査については、乳幼児であれば母子健康法や児童福祉法における健診、児童・生徒であれば学校保健安全法における健診など、既にある健診に組み込むなど、検討の余地はある。

環境省の専門家会議は当事者抜きで行われたが、本来であれば、健康追跡調査の策定にあたっては医療機関だけでなく、住民や自治体、市民団体など、当事者もまじえた検討会や公聴会を開催すべきである。

国連特別報告者であるアナンド・グローバーは、2012年11月に福島第一原発事故後の健康に対する権利の実状についての現地調査を実施し、その報告の中で、次のように述べている。

国家及び地域レベルにおける意思決定の全ての段階での人々の参加は、健康に対する権利にとって重要である。健康関連の法令及び政策は、地域社会が、これらの決定に最も影響を受けるので、地域社会による直接的、積極的、及び効果的な参加によってのみ策定されるべきである。国連特別報告者は、この機会に、健康管理調査に関する地域社会の効果的な関与を確保するように日本政府に強く要請する。また、地域社会の参加は、政府が人々の懸念事項に効果的に取り組む上で有益であり、それによって、より効果的な医療制度を造ることができる。

[アナンド・グローバー『達成可能な最高水準の身体および精神の健康を享受するすべての人々の権利に関する国連特別報告者の報告書』2012年]

福島第一原発より近い茨城県に東海第二発電所もある。今回の事故を教訓に、原発事故発生時の屋内退避判断、ヨード剤服用、早急な被ばく検査なども万が一のために備えておくべきであろう。

## 6-3 関東からの避難者

今回の住民意識調査は関東の汚染地域に住んでいる方が対象で、関東の汚染地域から全国へ自主的に避難や移住をしている人々の声は含まれてい



ない。原発事故直後から一緒に測定や除染をしてきた仲間が、子どもの体調不良を理由に、関東の汚染地域を離れていった。何事もなかったかのように東京のオフィスで働く夫との汚染意識の違いから、離縁して母子避難したまま生活しているケースも少なくない。関東の汚染地域の母親達のネットワークが、「原発事故子ども・被災者支援法」に係る国への交渉の中で、関東からの自主避難者の声を集約して届けたが、支援の検討どころか、関東からの自主避難者を把握するつもりがないというのが現実だった。汚染状況重点調査地域に指定された関東で暮らす人々と同様に、全国に自主避難した人々も健康追跡調査を受けられて然るべきである。まずは自治体レベルで自主避難者を把握し、自治体間で連携して支援することを、関東の汚染地域に残る住民と県域外への避難者と共に声をあげていくことが必要である。

## 7 おわりに

原発事故後、SPEEDIによる予測を伝えられることなく、避難回避もできなかった。住民が、子ども達がいた場所に、放射性ヨウ素がどのくらい降ったのか、どのくらい被ばくしたのかはわからない。情報がない中、測定器で線量を測定し、スコップを持ち、除染したのは住民である。「子どもを守れなかった」という後悔が母親達を動かした。住民も自治体も市境、県境をこえてつながった。そして、住民の声を受けて動いたのは自治体職員だった。特措法があったからではなく、住民の、子どもたちの健康を守りたかったのだ。国が専門家に実態なき「安心」をアピールする一方、住民の直接要求や行動が、自治体がいち早く放射線対策を開始する原動力となったのである。

津久井進は自治体の自立を主張され、

あくまで災害対応は、被災地の地方自治体が、『地方自治の本旨』の実効として行うべきことである。国は、それを支えることが求められているのである。大切なことは、一人ひとりの被災者の人権がきめ細やかに保障され、その自己決定が名実ともに尊重されるところにこ

そ、「地方自治の本旨」の意味があるということである。国会の維持のために地方自治が存在するのではない。地方自治体こそ被災者に向き合う使命を負っているのである。

〔津久井進『大災害と法』  
終章「災害対応の担い手たちのために」P. 191〕

と述べている。

国に対して要望をあげるのももちろんだが、当事者である住民が、被災した地域で必要な施策を、住民の手で立法してはどうか。憲法第25条は国家による国民の最低限度の生活を保障している。汚染地域となった関東で、健康追跡調査は住民のシビルミニマムとして確保されるべきである。市民による健康調査支援基金や測定所など、健康追跡調査や汚染状況の調査をするNPOや生活協同組合なども動いてきた。原発事故子ども・被災者支援法に則り、当事者ならではの施策を汚染地域の住民と自治体を中心になって、協働してつくりあげ、県境を超えて広げていけないだろうか。

原発は事故になると手がつけられない。福島原発から200km離れた関東の汚染されたことを考えれば、ほとんどの自治体が汚染地域になりうる。関東で起きていたことを無駄にせず、原発震災や原子力災害の対策に活かしたい。

今回の住民意識調査で、住民が自治体を評価し、子どもの健康調査についてはいまだ不安を抱え、健康調査を希望する人が多いことがあきらかになった。原発事故はまだ終わっていないことを改めて実感した。関東の汚染を風化させず、実態を、住民の声を伝え続けなければならない。また、原発震災と放射能汚染による災害で、主体となって動いたのは住民であり、自治体であった。「人間復興」の原点、復興を進めていくのは住民自治であることを多くの人に、次の世代に繋いでいきたい。

## 注

- 1) 2015年4月1日付で環境担当放射能対策課を廃止し、環境政策課放射能対策担当室が業務を引き継いでいる。
- 2) 原子力災害対策特別措置法(原災法)第10条では、

- 定められた基準以上の放射線量が検出されたり、定められた原子力事象の発生についての通報・発見があったとき、主務大臣や所在都道府県知事などに通報する（「10条通報」）ことが規定されている。
- 3) 2014年9月17日「専門家会議のあり方についての質問に対する回答ヒアリングと要望」（放射能から子どもを守ろう関東ネット）。
  - 4) 「放射線・原子力教育関係者有志による全国環境放射線モニタリング」は日本科学技術振興財団が貸し出している簡易放射線測定器「はかるくん」CP-100で測定し、ホームページ上に公表していたが、現在は5月で測定を終了し、サイトも削除している。
  - 5) 柏の子どもたちを放射能汚染から守る会
  - 6) 松戸の未来をとりもどす会 <http://matsudomt.exblog.jp/>
  - 7) 東葛ガイガー会 <https://tkgg.wordpress.com/>
  - 8) こども東葛ネット <https://tohkatsunet.wordpress.com/>
  - 9) 子どもを内部被曝させないための市民と議員の会
  - 10) 「安全・安心の柏産柏消」円卓会議 <http://www.streetbreakers.org/2012action/2011action/kashisan-kashish>
  - 11) つながろう柏！明るい未来プロジェクト <http://www.tsunagaro-kashiwa.com/>
  - 12) 放射能から子どもを守ろう関東ネット <http://kodomokanto.net/>
  - 13) 関東子ども健康調査支援基金 <http://www.kantokodomo.info/>
  - 14) 東葛地域は千葉県北西部の東葛飾郡に属していた旧町村（旧南相馬郡の地域を含む）、及び市制施行後の各市の呼称。野田市、流山市、柏市、我孫子市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、船橋市、浦安市で、2004（平成16）年3月31日まで「東葛飾支庁」が松戸市にあり、9市を管轄していた。
  - 15) 一般に考えられているセシウムを含む放射性物質と比べて、この粒子は、より大きく、鉄、亜鉛、セシウムを含み、水に溶けない。[足立光司・梶野瑞王・財前祐二・五十嵐康人・2011年] K. Adachi, M. Kajino, Y. Zaizen, Y. Igarashi, Emission of spherical cesium-bearing particles from an early stage of the Fukushima nuclear accident, Scientific Reports, 2013（足立光司・梶野瑞王・財前祐二・五十嵐康人『福島原子力発電所事故の初期段階に放出されたセシウムを含む球状粒子』）。

## 参考・引用文献

- 金井利之『原発と自治体』岩波ブックレット、2012年。  
 金井利之「被災地における住民の意思反映と自治体行政職員」公益財団法人日本都市センター『被災自治体における住民の意思反映——東日本大震災の現地調査・多角的考察を通じて』報光社、2014年。  
 河村和徳『東日本大震災と地方自治』ぎょうせい、2014年。  
 自治立法研究会（編）『市民立法総覧——直接請求編』

公人社、2003年。

白藤博行『新しい時代の地方自治像の研究』自治体研究者、2013年。

杉本裕明『環境省の大罪』PHP研究所、2015年。

津久井進『大震災と法』岩波新書、2012年。

日置雅晴『拡大する放射能汚染と法規制——穴だらけの制度の現状』早稲田ブックレット、2011年。

K. Adachi, M. Kajino, Y. Zaizen, Y. Igarashi, Emission of spherical cesium-bearing particles from an early stage of the Fukushima nuclear accident, Scientific Reports, 2013（足立光司・梶野瑞王・財前祐二・五十嵐康人『福島原子力発電所事故の初期段階に放出されたセシウムを含む球状粒子』）。

## 参考資料

大辻由美「『子どもを内部被曝させないための市民と議員の会』のとりくみ」『グラウンドゼロ』第103号、特定活動法人日本チェルノブイリ連帯基金、p. 32、2015年。

松戸市ホームページ「放射能対策に係るこれまでの経過」  
[http://www.city.matsudo.chiba.jp/chuumoku/houshasen/taisaku\\_taiou/kenko/koujousenn.html](http://www.city.matsudo.chiba.jp/chuumoku/houshasen/taisaku_taiou/kenko/koujousenn.html)

松戸市ホームページ「松戸市甲状腺超音波検査判定結果」  
[http://www.city.matsudo.chiba.jp/chuumoku/houshasen/taisaku\\_taiou/kenko/koujousenn.html](http://www.city.matsudo.chiba.jp/chuumoku/houshasen/taisaku_taiou/kenko/koujousenn.html)

Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, [Anand Grover73].